

◇営業届出業種の設定について

(R2.3.31 付け薬生食監発 0331 第 2 号) より抜粋

要届出業種 (29 業種)

業種	各業種の範囲	業種の説明
1 魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	魚介類販売業 (包装済みの魚介類のみの販売)	鮮魚介類を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのまま販売する営業をいう。
2 食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	食肉販売業 (包装済みの食肉のみの販売)	食肉を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのまま販売する営業をいう。
3 乳類販売業	乳類販売業	直接飲用に供される牛乳、山羊乳若しくは乳飲料 (保存性のある容器に入れ、摂氏 115 度以上で 15 分間以上加熱殺菌したもの (注 1) を除く。)又は乳を主要原料とするクリームを販売する営業をいう。 なお、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令 (昭和 26 年厚生省令第 52 号) 別表二中 (二) の (1) の 3 の a 中に規定する常温保存可能品 (いわゆるロングライフ牛乳等 (注 2)) の販売も含まれる。また、上記「牛乳」には、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳も含まれる。 注 1 例：缶入り等の乳飲料 注 2 容器包装に「常温保存可能品」と表示されているもののうち、牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳及び乳飲料に限る。
4 冰雪販売業	冰雪販売業	主として冰雪を仕入れて、販売する営業をいう。ただし、冰雪を製造して、販売する営業は「冰雪製造業」に分類されるため、許可の取得が必要。
5 コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置)	調理の機能を有する自動販売機 (容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するもの) により食品を調理し、調理された食品を販売する営業をいう。
6 弁当販売業	弁当販売業	主として弁当を小売する営業をいう。ただし、客の注文によって調理し、提供 (持ち帰り又は配達) する営業は、「飲食店営業」に分類されるため、許可の取得が必要。
7 野菜果物販売業	果実卸売業	主として果実を卸売する営業をいう。
	果実小売業	主として果実を小売する営業をいう。
	野菜卸売業	主として野菜を卸売する営業をいう。
	野菜小売業	主として野菜を小売する営業をいう。
8 米穀類販売業	雑穀・豆類卸売業	主として雑穀及び豆類を卸売する営業をいう。
	米穀類小売業	主として米麦、雑穀及び豆類を小売する営業をいう。
	米麦卸売業	主として米及び麦を卸売する営業をいう。
9 通信販売・訪問販売による販売業	無店舗小売業 (飲食料小売)	無店舗により、飲食料品を小売する営業をいう。インターネットや通信販売のように、店頭にて客が直接食品を購入するための販売設備がなく、倉庫等で事業者が直接食品を取扱う場合をいう。当該事業者が、伝票のみを取扱う場合は営業届出は不要。ただし、店舗によるものは「その他の食料・飲料販売業」に分類される。
10 コンビニエンスストア	コンビニエンスストア (飲食料品を中心とするものに限る。)	主として飲食料品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する営業で、店舗の規模が小さい営業をいう。
11 百貨店、総合スーパー	百貨店、総合スーパー	各種の商品を小売する営業で、その営業の性格上、いずれが主たる販売商品であるかが判別できない営業のものをいう。
12 自動販売機による販売業 (5 コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置) 及び営業許可の対象となる自動販売機を除く)	自動販売機による販売業 (5 コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置) 及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)	自動販売機により食品を販売する営業をいう。(5 コップ式自動販売機 (自動洗浄・屋内設置) 及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。)

13 その他の食料・飲料販売業	菓子・パン類卸売業	主として菓子及びパン類を卸売する営業をいう。
	菓子小売業	主として菓子類及びあめ類を小売する営業をいう。主としてパン類を小売する営業は「パン小売業」に分類される。
	パン小売業	主として食パン、コッペパン、菓子パン等のパン類を小売する営業をいう。
	飲料卸売業	主として酒類及び牛乳以外の飲料を卸売する営業をいう。
	飲料小売業	主として酒類及び牛乳以外の飲料を小売する営業をいう。
	乾物卸売業	主として水産物及び農産物の乾物を卸売する営業をいう。
	乾物小売業	主として水産物及び農産物の乾物を小売する営業をいう。
	茶類卸売業	主として茶（緑茶、紅茶等）及び類似品（ココア、コーヒー等）を卸売する営業をいう。
	茶類小売業	主として茶（緑茶、紅茶等）及び類似品（ココア、コーヒー等）を小売する営業をいう。
	酒類卸売業	主として酒類を卸売する営業をいう。
	酒小売業	主として酒を小売する営業をいう。
	乳製品販売業	主として乳製品を販売する営業をいう。ただし、「乳類販売業」に分類される営業は除く。
	豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	主として豆腐、こんにゃく、納豆、漬物、かまぼこ、ちくわ等の加工食品を小売する営業をいう。
	料理品小売業	主として料理品（製造された折詰料理、そうざい等）を小売する営業をいう。ただし、客の注文によって調理し、提供（持ち帰り又は配達）する営業は、「飲食店営業」に分類されるため、許可の取得が必要。
	卵販売業	主として卵を販売する営業をいう。
	砂糖・味そ・しょう油卸売業	主として砂糖類、みそ及びしょうゆを卸売する営業をいう。
	その他の食料・飲料卸売業	主として他に分類されない食料及び飲料を卸売する営業をいう。
各種食料品小売業	主として各種食料品を一括して一施設で小売する営業をいう。	
他に分類されない飲食料品小売業	主として他に分類されない飲食料品を小売する営業をいう。	
その他の農畜産物・水産物卸売業	主として他に分類されない農畜産物及び水産物を卸売する営業をいう。	
14 添加物製造・加工業（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	添加物製造業（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	主として、添加物、添加物製剤の製造又は加工を行う営業をいう。ただし、法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物及び添加物製剤は除く。
15 いわゆる健康食品の製造・加工業	いわゆる健康食品の製造業	主としていわゆる健康食品を製造又は加工する営業をいう。
16 コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	コーヒー製造業（清涼飲料を除く。）	主としてコーヒー生豆を焙煎、粉砕して荒びきコーヒー又はインスタントコーヒーを製造又は加工する営業をいう。
17 農産保存食料品製造・加工業	農産保存食料品製造業	主として果実及び野菜を原料として保存食料品を製造又は加工する営業をいう。
18 調味料製造・加工業	食酢製造業	主として食酢を製造又は加工する営業をいう。
	その他の調味料製造業	主として他に分類されない調味料を製造又は加工する営業をいう。
19 糖類製造・加工業	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	主としてぶどう糖、水あめ、異性化糖等を製造又は加工する営業をいう。
	砂糖精製業	主として購入した粗糖を精製して、砂糖の製造又は加工する営業をいう。購入した糖みつを加工処理して砂糖を製造する営業も本分類に含まれる。
	砂糖製造業（砂糖精製業を除く。）	主として甘味資源作物を原料として、砂糖を製

		造又は加工する営業をいう。購入した粗糖を精製して砂糖を製造する営業は「砂糖精製業」に分類される。
20 精穀・製粉業	小麦粉製造業	主として小麦粉を製造又は加工する営業をいう。
	精米・精麦業	主として米穀のとう精や大麦、裸麦の精穀を行う営業をいう。
	その他の精穀・製粉業	主として穀粉（小麦粉を除く。）を製造又は加工する営業をいう。主な製品は、米粉、大豆粉、そば粉、とうもろこし粉、その他の穀粉である。
21 製茶業	製茶業	主として購入した茶生葉又は荒茶を主原料にして、荒茶又は仕上げ茶を製造又は加工する営業をいう。
22 海藻製造・加工業	海藻加工業	主として海藻を原料として海藻加工品（寒天を含む。）を製造又は加工する営業をいう。
23 卵選別包装業	卵選別包装業	主として卵の選別又は包装を行う営業をいう。
24 その他の食料品製造・加工業	でんぷん製造業	主としてかんしょ、ばれいしょ等からでんぷんを製造又は加工する営業をいう。
	蒟蒻原料（蒟蒻粉）製造業	主として蒟蒻原料（蒟蒻粉）を製造又は加工する営業をいう。
	他に分類されない食料品製造業	主として他に分類されない各種食料品の製造又は加工する営業をいう。
25 行商	行商	店舗を持たず、菓子、アイスクリーム類、魚介類及びその加工品、豆腐及びその加工品、弁当類、ゆでめん類、そうざい等を移動して販売する営業をいう。
26 集団給食施設	集団給食施設	営業以外の場合で、学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を提供する施設をいう。
27 器具、容器包装の製造・加工業 （合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	器具、容器包装の製造	主として器具又は容器包装（合成樹脂が使用された器具又は容器包装に限る。）の製造又は加工を行う営業をいう。
28 露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	飲食提供行為のうち、営業とはみなされないものをいう。（任意の届出）
29 その他	その他	その他

1～13

販売業

14～24

製造・加工業

## ◇食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について （R元.12.27 付け生食発 1227 第 2 号）より抜粋

### 第 2 営業届出に関する事項

#### 1 営業届出制度の概要等

今般の改正では、わが国の衛生管理水準の底上げのため、HACCP に沿った衛生管理が制度化され、原則として全ての営業者に HACCP に沿った衛生管理を求めることとなった（法第 51 条第 2 項関係）。

これに伴い、営業許可の対象となる営業以外のものであっても、公衆衛生に与える影響が少ないものとして政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除き、行政がその所在を把握し、必要な指導を行っていく必要がある。

このことから、営業許可業種以外の一定の営業者を対象として、営業届出の制度を創設したこと（法第 57 条関係）。

営業届出の対象となる業種に関しては、従前の営業許可業種であったものから届出対象業種に移行する乳類販売業等を除いて、地方自治体において十分に把握がなされていないものも多数存在するところであることから、事業者団体等との連携等を通じて、届出対象となる営業者の把握を行い、制度の周知に努められたいこと。

#### 2 営業届出制度の運用上の留意点

ア 法第 68 条第 3 項に規定する営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する集団給食施設の設置者又は管理者については、飲食店営業の営業者と同じく HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を行うものであることから、営業届出の対象とすること（法第 68 条第 3 項、施行規則第 66 条の 3 第 1 号関係）。ただし、これら施設が外部事業者により調理業務を委託している場合、受託事業者は通常の営業者と同様に飲食店営業の許可を受けなければならないこと。なお、集団給食施設のうち、1 回の提供食数が 20 食程度未満の、少数特定の者に食品を供与する営業以外の施設については届出を不要とするが、必要に応じて衛生管理について指導を行われたいこと。

地域の催事や学園祭等のイベントのほか、いわゆる子ども食堂等における飲食提供行為のうち、営業とは

見なされないものについては届出も不要であるが、そのような飲食の提供実態を把握し、必要に応じて適切な衛生指導等を実施できるよう、地域の実情を踏まえ、任意の届出を可能とすることなどを検討されたいこと。

イ 野菜果実販売業は営業届出の対象とするが、当該業者が野菜果実販売業の営業に附带的に行う以下の簡易な食品の加工及び簡易な包装（密封包装でないものに限る。）による販売（販売当日中に消費する又は使い切ること想定したもの）も含まれること。

- (1) 丸のままの農産物の単純な調理（焼き芋・蒸かし芋、焼きトウモロコシ・茹でトウモロコシ、焼き栗、ボイル竹の子等）。
- (2) 調理のための下処理（玉ねぎの皮剥き、ごぼうのささがき、人参の千切り、カボチャのスライス等）
- (3) 野菜・果実のカット（大根の2分の1カット、スイカのカット、パイナップルのスライス等）
- (4) 野菜の塩漬け・ぬか漬け（調味液等に短時日漬け込み、低温管理を必要とする浅漬けは含まれない。）

ウ 添加物及び添加物製剤（第13条第1項の規定により規格が定められたものを除く。）の製造、小分けを行う営業については、営業届出の対象とすること。

エ 器具又は容器包装（施行令第1条に規定する材質の原材料が使用された器具又は容器包装に限る。）の製造をする営業については、営業届出の対象とすること。なお、これらの業者は、先行通知の別添中の第1の2の3の口(1)iiiにおいて示した業者と同一の範囲であること。

オ 食品衛生法上の「営業」でないことから営業許可及び届出の対象とならない業種について

- (1) 漁業者及び漁業者団体が出荷前に実施する活め、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍、乾燥、素干し、撒塩等の魚介類及び藻類の調整行為は、法第4条第7項に規定する**採取業**として取り扱うこと。

(例)

- うに（殻割り、身取り、洗浄）
- 素干し品（裁割、洗浄、乾燥）
- のり（漉き、脱水、乾燥）
- 昆布（乾燥、切断）

なお、**採取業**とは別の業として、魚介類又は藻類を原料として仕入れ、それらを調整し販売する場合、及び店舗を設けて販売する場合は営業として取り扱うこと。

- (2) 農家（生産者）及び生産者団体が行う下記の行為は、法第4条第7項に規定する**採取業**として取り扱うこと。

なお、農業における**採取業**及び法に基づく営業への該非については個別の事例を別途通知することとしていること。

- (i) 生産者団体等が出荷前に選果・選別等と一体的に実施する、皮剥き・洗浄・袋詰め・冷蔵処理・キュアリング・乾燥等の形状変化を伴わない農産物の出荷調整及びカントリーエレベーター・ライスセンター・農業倉庫における穀類の乾燥・調製・保管業務
- (ii) 農家（生産者）が行う未加工の青果物（皮剥き・洗浄等の形状変化を伴わない出荷調整を行ったものを含む。）の販売（消費者への直接販売（有人・無人の直売所、ネット通販等）を含む。）
- (iii) 農産物の簡易な加工

(例)

- 精穀（精米、精麦）（ただし、業として（請け負うなどして）行う場合は届出の対象）
- 乾燥加工・天日干し（大根の丸干し、乾燥キノコ等）

- (iv) 更なる加工のため、製造・加工業者へ販売することが前提の農産物の一次加工

(例)

- 蜂蜜の採取
- 粗糖の製造
- 荒茶の生産
- 野菜の塩蔵（梅干原料の白梅、桜餅原料の桜葉の塩漬等）

なお、工程中で食品添加物を使用する一次加工（例：かんぴょう）は、営業届出を必要とすること。

カ 公衆衛生に与える影響が少ない営業として営業届出の対象とならない業種について

- (1) 法第57条第1項に規定する公衆衛生に与える影響が少ない営業として政令で定めるものは以下のとおりであること。

- (i) 食品又は添加物の輸入業（施行令第35条の2第1号関係）
- (ii) 食品又は添加物の貯蔵又は運搬のみをする営業（食品の冷凍又は冷蔵業を除く。）（同条第2号関係）
- (iii) 容器包装に入れられ、又は包まれた食品又は添加物のうち、常温保存が可能なものの販売をする営業（同条第3号関係）
- (iv) 合成樹脂以外の原材料が使用された器具又は容器包装の製造をする営業（同条第4号関係）
- (v) 器具又は容器包装の輸入業又は販売業（同条第5号関係）

- (2) (1)に係る運用上の留意点は以下のとおりであること。

(ii)に関して、同条第2号の括弧部分「貯蔵」にのみ係るものであり、冷凍・冷蔵倉庫業については営業届出の対象となるが、冷凍・冷蔵車による営業は営業届出の対象外となること。

(iii)に関して、自動販売機による営業のうち、自動調理機能を有さず、常温保存可能な食品のみを取り扱うものについても同条第3号の対象となることから、営業届出を要しないこと。

◇農業及び水産業における食品の採取業の範囲について  
 (最終改正：R3.4.22 付け薬生食監発 0422 第 12 号) より抜粋

(農業)

○が採取業

業種(業態)又は品目	採取業の範囲	備考
室内での農産物の生産(レタス、もやし、きのこ等)	○	
収穫した農産物の洗浄	○	
屋外で生産された農産物のパック詰め(カットなし)	○	
室内で生産された農産物のパック詰め(カットなし)	○	
収穫後の農産物の乾燥機での乾燥	○	
収穫後の穀類(米、麦類、豆類)の乾燥・調整・保管	○	
野菜等の調製(皮剥き、根切り、下端落とし、へた取り、洗浄、袋詰め、冷蔵処理、冷凍処理、キュアリング、乾燥等の形状変化を伴わない出荷調整)	○	
野菜等の簡易な加工(4分割・8分割等した後ラップ等で包装)	○	
消費の利便性のために行う調理や切断(茹で野菜、カット野菜、千切り等)	×	
収穫後の農林産物の保管(冷凍冷蔵を含む)及び集出荷施設までの輸送	○	
農業者自ら生産したものを食品加工業者に直接販売	○	農業者の行為は出荷に当たる
農業者自ら生産したものを流通業者を通じた委託販売	○	農業者の行為は出荷に当たる
農業者自ら生産したものを未加工で直売(庭先、直売所(有人・無人)、通信販売など)	○	農業者の行為は出荷に当たる
観光農園(収穫体験の提供)ブドウ狩り等	○	
収穫した農林産物の輸送(集出荷施設～卸売～小売の輸送)	(集出荷施設～卸売)○ (卸売～小売の輸送)×	卸売市場以降は営業(青果物の販売業)とみなす。ただし、輸送業は届出は不要。
倉庫業(加工せず、卸売市場の販売前の冷蔵保管)	×	卸売市場以降は営業(青果物の販売業)とみなす
生乳の販売(直接販売、受託販売、買取販売)	○	農業者の行為は出荷に当たる
集乳(生乳のCSにおける保管及び乳業メーカーへの輸送)	×	集乳業は営業許可の対象
精穀(精米、精麦等)	○	業として(請け負うなどして)精穀する場合は届出の対象
精穀した穀類(米、麦等)のパック詰め	○	業として(請け負うなどして)パック詰めする場合は届出の対象
米穀卸売業(精米を行う場合、精米を行わない場合)	×	
米穀小売業(精米を行う場合、精米を行わない場合)	×	
生産者団体の行う農畜産物の販売(いわゆる小売)	×	野菜果実販売業(八百屋)と同じ扱い
卸売市場内の加工品等販売(一般的な加工食品の他、漬物、菓子等)	×	ただし、容器包装に入れられた常温で長期間保存可能な食品のみを販売する場合は届出は不要。
農産物(野菜、ハーブ、果物等)の天日干し・乾燥	○	はさ掛け、大根の丸干し
乾燥キノコの生産	○	
乾燥キノコの加工(スライスなど)	×	ただし、農家(生産者団体を含む)が自ら生産した農産物を原材料として使用する場合を除く。
一次加工(皮剥き)作業(例:柿の皮剥き(干し柿用))	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提
一次加工(塩蔵)作業(例:梅干原料の白梅、桜餅原料の桜葉)	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提
干し柿の製造	×	ただし、農家(生産者団体を含む)が自ら生産した農産物を原材料として使用する場合を除く。
干しあんずの製造	×	ただし、農家(生産者団体を含む)が自ら生産した農産物を原材料として使用する場合を除く。
干し芋の製造	×	ただし、農家(生産者団体を含む)が自ら生産した農産物を原材料として使用する場合を除く。
切干大根の製造	×	ただし、農家(生産者団体を含む)が自ら生産した農産物を原材料として使用する場合を除く。
蜂蜜の採取	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提

蜂蜜の精製	×	
粗糖の製造	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提
粗糖の精製又は加工	×	
荒茶の生産	○	更なる加工のため加工業者に販売することが前提
荒茶の仕上げ加工（仕上げ茶の製造）	×	
麦茶の製造	×	
製粉（米穀粉、そば粉）	×	
でん粉の製造・加工	×	
水煮パックの製造（例：ぜんまいの水煮等）	×	
製餅（白餅の製造）	×	
包装餅の製造	×	
ジャム類製造	×	
ドレッシング製造	×	
かんぴょうの製造	×	
こんにやく粉（荒粉、製粉）の製造	×	
こんにやく製品の製造	×	
漬物の製造	×	

（採卵養鶏業）

○が採取業

業種（業態）又は品目	採取業の範囲	備考
農業者自ら採卵した卵をGPセンターに販売	○	GPセンターは要届出
農業者自ら採卵した卵を洗卵せず小売り店舗へ販売	○	小売店舗は要届出
農業者自ら採卵した卵を洗卵包装設備を設け洗卵し、小売店舗へ販売	×	簡易的な洗浄程度は採取業
農業者自ら採卵した卵を未加工で直売（庭先、直売所（有人・無人）、通信販売など）	○	農業者の行為は出荷に当たる
生産者団体の行う卵の販売（いわゆる小売）	×	野菜果実販売業（八百屋、スーパー）と同じ扱い
茹で卵	×	

（水産業）

○が採取業

業種（業態）又は品目	採取業の範囲	備考
水産物を生きたまま出荷又は販売	○	生きた魚介類は営業対象外
漁業者が水産物を洗浄、活〆、放血、頭・内臓・鱗除去、冷蔵・冷凍等	○	採取～市場又は業者への出荷までの業態における考え方であり、漁業者には漁業者団体も含む。なお、○であっても、業として仕入れて行う場合は、営業の対象。 ※1 規格基準、施設基準等が定められていることを踏まえ、魚の切り身及びカキのむき身は営業の対象 ※2 規格基準の規定等が定められていることを踏まえ、海藻を除き営業の対象
漁業者が水産物を切り身、むき身 ※1		
例：魚の切り身	×	
かきのむき身	×	
かき以外のむき身	○	
漁業者が水産物を天日干し		
例：昆布	○	
干しなまこ	○	
干し魚	○	
漁業者が水産物（海藻）を出荷のために塩蔵		
例：わかめ	○	
もずく	○	
漁業者が水産物を釜茹で ※2		
例：わかめ	○	
ゆでがに	×	
ゆでだこ	×	
釜揚げしらす	×	
漁業者が水産物を箱詰め及び保管をして出荷	○	
漁業者が水産物を業者、漁業者団体等に販売	○	漁業者の行為は出荷
漁業者団体が水産物を未加工で市場、業者等へ出荷	○	魚介類競り売り営業に該当するものを除く
漁業者団体が水産物を加工して販売	×	別の業（加工事業）があり水産製品製造業の取得が必要
漁業者が水産物を直売所、道の駅等の場所を借りて販売	△	漁業者又は直売所、道の駅等のいずれかの魚介類販売業の取得が必要
漁業者が水産物を店舗を設けて販売	×	魚介類販売業の取得が必要